

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月13日

【四半期会計期間】 第93期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 日本製紙株式会社

【英訳名】 Nippon Paper Industries Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬 城 文 雄

【本店の所在の場所】 東京都北区王子一丁目4番1号
(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行っています。)
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

【電話番号】 東京 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 板 倉 智 康

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

【電話番号】 東京 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 板 倉 智 康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第3四半期 連結累計期間	第93期 第3四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	756,946	726,735	1,007,097
経常利益 (百万円)	22,050	21,551	17,123
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失(△) (百万円)	14,211	△6,287	2,424
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,185	△5,866	△31,821
純資産額 (百万円)	460,695	403,253	424,685
総資産額 (百万円)	1,478,704	1,394,144	1,390,918
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額(△) (円)	122.77	△54.32	20.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.0	28.5	30.3

回次	第92期 第3四半期 連結会計期間	第93期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△0.63	△20.88

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第92期第3四半期連結累計期間及び第92期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。第93期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第2四半期連結会計期間において、Nippon Dynawave Packaging Co.の全発行株式を取得したため、同社を紙・パルプ事業の連結子会社としています。

また、当第3四半期連結会計期間において、ノース・パシフィック・ペーパー社の保有持分を売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しています。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年10月5日に、米国ウェアハウザー社（正式名称：Weyerhaeuser Company）との合弁で新聞・出版用紙事業を展開するノース・パシフィック・ペーパー社（正式名称：North Pacific Paper Company, LLC）の保有持分の売却を決定し、平成28年10月28日に、その保有持分の全てを売却しました。なお、当該持分売却に伴い、事業撤退損を特別損失に計上しています。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続いています。一方、米国経済政策の与える影響が不確実であることや、中国など新興国の景気下振れ懸念など、依然として先行きは不透明な状況となっています。

このような状況の中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、連結売上高726,735百万円（前年同期比4.0%減）、連結営業利益16,642百万円（前年同期比6.4%増）、連結経常利益21,551百万円（前年同期比2.3%減）となりました。また、北米における印刷・出版用紙事業からの撤退を決定し、それに伴う事業撤退損を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は6,287百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益14,211百万円）となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりです。

（紙・パルプ事業）

洋紙は、新聞の発行部数減少や印刷用紙の広告需要低迷など、総じて販売数量は低調に推移し、前年同期を下回りました。板紙は、飲料関係向けを中心に需要が堅調であったことや、10月より当社と特種東海製紙株式会社の段ボール原紙等の販売機能を統合した日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社の営業が開始したこともあり、販売数量は前年同期を上回りました。

家庭紙は、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ヘルスケア製品の需要が堅調で、販売数量は前年同期を上回りました。

以上の結果、紙・パルプ事業の連結業績は、連結売上高602,759百万円（前年同期比3.0%減）、連結営業利益7,555百万円（前年同期比21.7%減）となりました。

（紙関連事業）

液体用紙容器は、野菜飲料など清涼飲料向けを中心に販売数量は前年同期を上回りました。溶解パルプ（DP）、化成品は概ね堅調に推移しましたが、液晶用途向け機能材料の販売数量は前年同期を下回りました。

以上の結果、紙関連事業の連結業績は、連結売上高67,444百万円（前年同期比0.3%減）、連結営業利益3,956百万円（前年同期比87.4%増）となりました。

（木材・建材・土木建設関連事業）

木材・建材は、新設住宅着工戸数が増加したことや、ブラジル子会社Amapa Florestal e Celulose S.A.を新規に連結したことにより、増益となりました。

以上の結果、木材・建材・土木建設関連事業の連結業績は、連結売上高42,600百万円（前年同期比5.3%減）、

連結営業利益3,213百万円（前年同期比34.4%増）となりました。

（その他）

その他の連結業績は、前第1四半期連結会計期間において清涼飲料事業の連結子会社を連結の範囲から除外したことにより、減収増益となりました。

以上の結果、その他の連結業績は、連結売上高13,930百万円（前年同期比39.4%減）、連結営業利益1,915百万円（前年同期比28.6%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末の1,390,918百万円から3,225百万円増加し、1,394,144百万円となりました。この主な要因は、受取手形及び売掛金が52,271百万円、有形固定資産が9,560百万円等増加し、現金及び預金が68,277百万円減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末の966,233百万円から24,657百万円増加し、990,890百万円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末の424,685百万円から21,431百万円減少し、403,253百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 基本方針について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えています。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式等に対する大規模買付行為や買付提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 中期経営計画について

当社グループは紙パルプ事業を中心とした、用途多彩で再生可能な木材資源の活用を通じて、豊かな暮らしと地球環境の両立を支える企業活動を実践しています。

この持続的成長をさらに確かなものにするため、3年ごとに中期経営計画を策定し、推進しています。平成27年4月からは第5次中期経営計画（3か年）を推進しています。ヘルスケア、ケミカル、エネルギー、パッケージングなど成長分野へ重点的に経営資源を配分し総合バイオマス企業としての事業構造転換を加速していきます。一方既存事業では、事業基盤を強化するための投資をもう一段行うことで安定した収益を確保し、事業構造転換を支えています。

森林資源を基盤とした循環型の事業を通じて暮らしと文化に貢献し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に

努めていきます。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題とします。業務執行と経営の監督の分離を確保するため、執行役員制度を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化に努めます。また、当社はグループの経営の司令塔として、成長戦略を推進し、傘下事業をモニタリングし、コンプライアンスを推進します。

このような取組みにより、当社は、今後もより一層コーポレート・ガバナンスの強化に努めていきます。

かかる取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、上記「1.」で述べた基本方針に沿うものです。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本対応方針の概要

当社は、上記「1.」に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針の有効期間は、平成30年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっています。その概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆さまに当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、又は本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしています。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主意思確認総会を招集するものとされています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の独立委員会は、当社社外取締役2名、社外監査役2名及び社外の有識者1名により構成されています。

エ. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆さまにより本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応方針が株主・投資家に与える影響等の概要

ア. 大規模買付ルールの影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えています。

イ. 本新株予約権の無償割当時の影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

(3) 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会における株主の皆さまのご承認の下に更新されていること、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆さまの意思の確認を行うこと、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されていること、本対応方針の運用に関して独立性の高い社外者から成る独立委員会を設置しており、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについての独立委員会の判断を最大限尊重して決議を行うこと、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を受けることができること、本対応方針の有効期間の満了前であっても当社株主総会又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止できること、本対応方針は当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）等により、その公正性・客観性が担保されています。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,277百万円です。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(名)	13,169
---------	--------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しています。

2. 従業員数が当第3四半期連結累計期間において1,428名増加していますが、その主な理由は、紙・パルプ事業においてNippon Dynawave Packaging Co.を連結子会社としたこと、また木材・建材・土木建設関連事業においてAmapa Florestal e Celulose S.A.を連結子会社としたことによるものです。

② 提出会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、「その他」における販売の実績に著しい変動がありました。その内容については、「(1) 業績の状況」をご覧ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	116,254,892	116,254,892	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	116,254,892	116,254,892	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	—	116,254,892	—	104,873	—	83,552

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成28年9月30日の株主名簿により記載をしています。

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 322,900 (相互保有株式) 普通株式 281,200	—	—
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 115,061,600	1,150,616	—
単元未満株式 (注)1、2	普通株式 589,192	—	—
発行済株式総数	116,254,892	—	—
総株主の議決権	—	1,150,616	—

(注) 1. 単元未満株式には、次の自己株式等が含まれています。

日本製紙パピリア(株)	98株	リンテック(株)	50株
吉川紙商事(株)	84株	千代田スバック(株)	29株
日本製紙(株)	17株		

2. 完全議決権株式(その他)及び単元未満株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ500株(議決権5個)及び7株含まれています。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本製紙(株)	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	322,900	—	322,900	0.28
(相互保有株式) 日本製紙パピリア(株)	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	130,300	—	130,300	0.11
(株)大昭和加工紙業	静岡県富士市今泉三丁目16番13号	61,900	—	61,900	0.05
(株)共同紙販ホールディングス	東京都台東区北上野一丁目9番12号	43,100	—	43,100	0.04
リンテック(株)	東京都板橋区本町23番23号	17,500	—	17,500	0.02
日本紙通商(株)	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	10,300	—	10,300	0.01
吉川紙商事(株)	東京都中央区京橋二丁目11番4号	8,700	—	8,700	0.01
日本通信紙(株)	東京都台東区下谷一丁目7番5号	5,000	—	5,000	0.00
(株)サンオーク	東京都千代田区神田錦町三丁目18番3号	1,600	—	1,600	0.00
千代田スバック(株)	東京都港区芝浦四丁目3番4号	1,100	—	1,100	0.00
明和産業(有)	熊本県八代市十条町1番1号	1,100	—	1,100	0.00
松木産業(株)	熊本県八代市毘舎丸町1番3号	600	—	600	0.00
計	—	604,100	—	604,100	0.52

2 【役員】の状況

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,510	44,233
受取手形及び売掛金	192,941	※2 245,213
商品及び製品	79,529	78,593
仕掛品	18,299	24,278
原材料及び貯蔵品	60,244	58,814
その他	39,934	48,206
貸倒引当金	△547	△656
流動資産合計	502,912	498,682
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	485,784	494,911
減価償却累計額	△353,073	△364,519
建物及び構築物（純額）	132,711	130,391
機械装置及び運搬具	2,161,323	2,233,425
減価償却累計額	△1,879,807	△1,953,834
機械装置及び運搬具（純額）	281,515	279,591
土地	215,084	217,809
建設仮勘定	14,101	17,795
その他	65,098	74,535
減価償却累計額	△39,213	△41,265
その他（純額）	25,884	33,270
有形固定資産合計	669,298	678,859
無形固定資産		
のれん	9,747	14,754
その他	5,543	5,075
無形固定資産合計	15,291	19,830
投資その他の資産		
投資有価証券	180,782	177,019
その他	23,223	20,331
貸倒引当金	△590	△579
投資その他の資産合計	203,416	196,771
固定資産合計	888,006	895,461
資産合計	1,390,918	1,394,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,354	※2 139,225
短期借入金	243,366	257,669
1年内償還予定の社債	13,000	23,000
未払法人税等	4,147	3,786
引当金	6,769	5,548
その他	69,274	107,691
流動負債合計	449,912	536,920
固定負債		
社債	60,000	50,000
長期借入金	385,725	336,778
環境対策引当金	470	397
その他の引当金	627	631
退職給付に係る負債	42,210	39,891
その他	27,285	26,271
固定負債合計	516,320	453,969
負債合計	966,233	990,890
純資産の部		
株主資本		
資本金	104,873	104,873
資本剰余金	217,104	216,531
利益剰余金	82,215	58,792
自己株式	△1,378	△1,392
株主資本合計	402,814	378,805
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,974	19,873
繰延ヘッジ損益	△1,193	1,884
為替換算調整勘定	15,088	9,745
退職給付に係る調整累計額	△13,683	△12,667
その他の包括利益累計額合計	19,185	18,835
非支配株主持分	2,685	5,613
純資産合計	424,685	403,253
負債純資産合計	1,390,918	1,394,144

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	756,946	726,735
売上原価	601,722	575,268
売上総利益	155,223	151,467
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	46,055	45,458
販売諸掛	44,075	42,138
給料及び手当	28,962	27,758
その他	20,483	19,469
販売費及び一般管理費合計	139,576	134,824
営業利益	15,646	16,642
営業外収益		
受取利息	249	640
受取配当金	2,244	1,723
持分法による投資利益	2,593	4,924
為替差益	8,158	4,324
その他	2,756	3,271
営業外収益合計	16,002	14,883
営業外費用		
支払利息	7,518	6,797
その他	2,079	3,176
営業外費用合計	9,598	9,974
経常利益	22,050	21,551
特別利益		
投資有価証券売却益	16,879	7,320
固定資産売却益	167	1,207
その他	473	183
特別利益合計	17,520	8,711
特別損失		
事業撤退損	—	※ 23,755
固定資産除却損	1,300	2,229
子会社株式売却損	16,496	—
その他	6,302	3,358
特別損失合計	24,100	29,343
税金等調整前四半期純利益	15,470	919
法人税、住民税及び事業税	2,623	4,621
法人税等調整額	△1,182	2,511
法人税等合計	1,440	7,133
四半期純利益又は四半期純損失(△)	14,029	△6,213
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△181	73
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	14,211	△6,287

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	14,029	△6,213
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	898	778
繰延ヘッジ損益	△916	2,958
為替換算調整勘定	△6,851	△6,668
退職給付に係る調整額	497	873
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,472	2,405
その他の包括利益合計	△9,844	347
四半期包括利益	4,185	△5,866
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,593	△5,816
非支配株主に係る四半期包括利益	△408	△49

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(連結の範囲の重要な変更)	
第1四半期連結会計期間より、Amapa Florestal e Celulose S.A.の重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めています。	
第2四半期連結会計期間より、Nippon Dynawave Packaging Co.の全発行株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めています。また、日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社を新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めています。	
(持分法適用の範囲の重要な変更)	
当第3四半期連結会計期間より、新東海製紙株式会社の第三者割当増資引受により、同社を持分法適用の範囲に含めています。また、ノース・パシフィック・ペーパー社の保有持分を売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しています。	

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(会計方針の変更)	
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。	
なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(税金費用の計算)	
一部の連結子会社では、税金費用について、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しています。	

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
日本製紙石巻エネルギーセンター(株)	8,801百万円	19,681百万円
大昭和・丸紅インターナショナル	8,749	8,720
従業員(住宅融資)	4,000	3,356
Amapa Florestal e Celulose S.A. (注)	16,008	—
その他	1,009	1,710
計	38,568	33,469

(注) 第1四半期連結会計期間より、当社はAmapa Florestal e Celulose S.A.を連結子会社としています。

※2 四半期連結会計期間末日の満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形等が四半期連結会計期間末の残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	一百万円	1,968百万円
支払手形	—	6,136

(四半期連結損益計算書関係)

※ 事業撤退損

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

北米における印刷・出版用紙事業からの撤退に伴う損失です。主な内容は、ノース・パシフィック・ペーパー社の持分売却に伴う損失及び日本製紙USA社の事業撤退に伴い見込まれる損失によるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	43,434百万円	40,400百万円
のれんの償却額	1,557	1,520

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,478	30	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	3,478	30	平成27年9月30日	平成27年12月1日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,478	30	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月2日 取締役会	普通株式	3,477	30	平成28年9月30日	平成28年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	紙・パルプ 事業	紙関連事業	木材・ 建材・ 土木建設 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	621,284	67,678	44,995	733,958	22,987	756,946	—	756,946
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,054	2,694	45,956	51,706	34,098	85,804	△85,804	—
計	624,339	70,373	90,952	785,665	57,085	842,751	△85,804	756,946
セグメント利益	9,653	2,111	2,392	14,157	1,489	15,646	—	15,646

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料事業、物流事業、レジャー事業等が含まれています。なお、第1四半期連結会計期間において、四国コカ・コーラボトリング株式会社の全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しています。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	紙・パルプ 事業	紙関連事業	木材・ 建材・ 土木建設 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	602,759	67,444	42,600	712,804	13,930	726,735	—	726,735
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,113	2,478	46,440	52,032	33,319	85,352	△85,352	—
計	605,872	69,922	89,041	764,836	47,250	812,087	△85,352	726,735
セグメント利益	7,555	3,956	3,213	14,726	1,915	16,642	—	16,642

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業、レジャー事業等が含まれています。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

第1四半期連結会計期間より、Amapa Florestal e Celulose S.A.の重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めています。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「木材・建材・土木建設関連事業」のセグメント資産が、16,035百万円増加しています。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等による企業結合及び取得による企業結合

当社は、平成27年10月7日に、特種東海製紙株式会社（以下「特種東海製紙」）との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」）において、特種東海製紙島田工場（以下「島田工場」）の分社化及び当社による新製造会社への出資並びに本事業における当社及び特種東海製紙の販売機能の統合（上記の一連の取引を以下「本事業提携」と総称）に係る基本合意書を締結し、平成28年4月25日に、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約及び新製造会社と新販売会社を共同して運営することについて合意した株主間契約を締結しました。

当社は、本事業提携に先立ち、平成28年7月15日に当社の完全子会社として日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社（以下「NTI」）を設立し、発行された普通株式200株を全株式取得しました。また、平成28年10月1日を効力発生日として、当社及び特種東海製紙は、それぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割の方法によりNTIに承継させました。承継会社であるNTIは、普通株式129,800株を発行し、当社に対して84,300株を、特種東海製紙に対して45,500株をそれぞれ割当て交付し、この結果、NTIに対する当社及び特種東海製紙の議決権比率は、最終的にそれぞれ65%、35%となりました。

<共通支配下の取引等>

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及びその内容
紙・板紙の販売
- ② 企業結合日
平成28年10月1日
- ③ 企業結合の法的形式
当社を分割会社とし、NTIを承継会社とする吸収分割
- ④ 結合後企業の名称
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社
(当社の連結子会社)
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要
当社と特種東海製紙は、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るため、対等の精神に則り、両社の販売機能統合を含む本事業提携を実施しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しています。

<取得による企業結合>

(1) 企業結合の概要

- ① 相手企業の名称
特種東海製紙株式会社
- ② 取得した事業の内容
紙・板紙の販売
- ③ 企業結合を行った主な理由
当社と特種東海製紙が、本事業において、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るためです。
- ④ 企業結合日
平成28年10月1日

- ⑤ 企業結合の法的形式
特種東海製紙を分割会社とし、NTIを承継会社とする吸収分割
- ⑥ 結合後企業の名称
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
総体としての株主が占める相対的な議決権比率等を考慮した結果、NTIを取得企業と判断しました。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
平成28年10月1日から平成28年12月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	NTIの普通株式	1,557百万円
取得原価		1,557百万円

(4) 交付した株式数及びその算定方法

NTIは、取得の対価として普通株式45,500株を特種東海製紙に交付しました。また、NTIが交付する対価の算定については、吸収分割により承継する資産の時価相当額等を総合的に勘案して決定しました。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生していません。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	122円77銭	△54円32銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	14,211	△6,287
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	14,211	△6,287
普通株式の期中平均株式数(株)	115,754,456.10	115,744,273.83

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(追加情報)

固定資産の譲渡

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、当社が保有する固定資産を下記のとおり譲渡することを決議しました。

1. 譲渡の理由

保有資産の有効活用を図るため。

2. 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額	現況
王子五丁目社宅 土地 6,020㎡ 建物4,576㎡	8,150百万円	540百万円	社宅・寮
西ヶ原寮・社宅 土地 7,163㎡ 建物4,042㎡			
駒込社宅 土地 908㎡ 建物1,052㎡			
江古田社宅 土地 1,150㎡ 建物1,042㎡			
大宮前社宅 土地 772㎡ 建物 611㎡			
和田社宅 土地 248㎡ 建物 560㎡			

3. 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、国内の事業法人ですが、譲渡先の意向により公表を控えています。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。また、譲渡先は当社の関連当事者には該当しません。

4. 譲渡の日程

平成28年9月27日 当社取締役会決議
平成28年9月29日 契約締結
平成29年3月31日 物件引渡し（予定）

5. 損益に及ぼす影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、平成29年3月期において、諸費用等を除いた固定資産売却益約75億円を特別利益に計上する見込みです。

2 【その他】

平成28年11月2日開催の取締役会において、第93期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	3,477百万円
1株当たりの金額	30円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月1日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月13日

日本製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	和	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	尾		稔	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	邊		正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製紙株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製紙株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。